

加茂川園児死亡
増水予見不可能
被告側が反論
地裁西条支部
2012年7月に西
条市中奥の増水した加
茂川で、西条聖マリア幼

稚園(同市大町)の園児が流され、3人が死傷したのは引率教員らの注意義務違反が原因などとして、遺族ら11人が園を運営する学校法人人口ザリオ学園(松山市)と当時の理事長ら計9人

に慰謝料など計約1億5589万円の損害賠償を求めた訴訟の第2回で頭弁論が18日、松山地裁西条支部であった。

ておらず、事故前の相
当期間にわたりて降雨
がなかつた点や利用す
る別の複数の幼稚園や
団体も増水の可能性を
認識していない点など
から「短時間で園児ら
が避難できないほど」

増水を予見することは不可能だった」と反論。下見や教諭の配置も適正に行い、園の安全対策は、同じ施設を利用する別の園などより劣つていないと主張した。遺族側は「泳げない

未就学児を救命具などもなしに、溪流という過酷な自然環境に連れていくことが危険で、その時点で過失は存在する」と述べ、次回口頭弁論以降であらためて反論するとした。